

## 1 計画策定の背景と目的

残忍な児童虐待事件の発生を背景に、平成30(2018)年に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が閣議決定され、市町村における体制強化、専門性強化の方向性が示されました。また、令和元(2019)年6月には、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童福祉法等の一部が改正され、親権者や里親らは児童のしつけに際し、体罰を加えてはならないことや、ドメスティックバイオレンス(DV)対応機関との連携強化を図ることなどが盛り込まれました。

令和元(2019)年12月には、産後ケア事業が法制化され市町村の努力義務となり、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行うことが求められています。

このような背景を受け、本市では、児童虐待及びDVの未然防止から早期発見・早期対応、迅速かつ適切な保護・ケア、そして自立までの切れ目のない総合的な支援を行うための指針として、この計画を策定します。

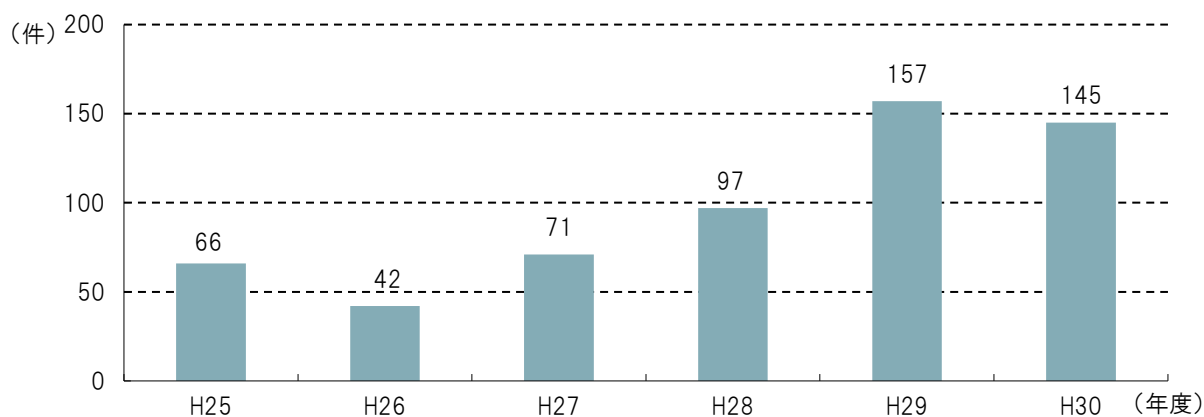
## 2 計画の期間

この計画は、令和2(2020)年度を初年度とし、令和6(2024)年度までの5年間を計画期間とします。

## 3 虐待・DVに関する本市の現状（抜粋）

### ①児童虐待通告受理件数の年次推移

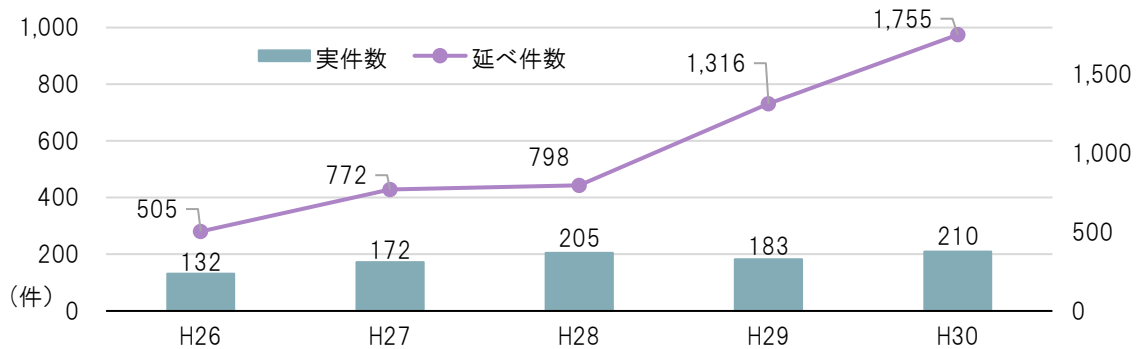
児童虐待通告受理件数は、近年増加傾向にあり、平成29(2017)年度に157件と特に多くなり、平成30(2018)年度では145件となっています。



## ②小山市配偶者暴力相談支援センターの相談件数

小山市配偶者暴力相談支援センターの直近5か年の相談実件数は、平成26(2014)年度の132件より増加傾向にあり、平成30(2018)年度では210件となっています。

相談延べ件数については平成26(2014)年度の505件から、平成30(2018)年度では1,755件となっており、相談実件数に対する相談延べ件数の割合が非常に高くなっています。



## 4

## 本市における課題

	課題	対応の方向性
1	虐待やDV防止のための意識啓発の推進	児童虐待やDVを防止するためには、市民の正しい理解と意識の高揚が必要です。そのために、あらゆる機会を活用し、正しい理解と防止に向けた意識啓発を行います。
2	虐待やDVの未然防止対策の充実	体罰の子どもに与える影響の周知や、親や子供がSOSを出せる環境を構築、周知を行うことで、虐待やDVの未然防止につなげます。また、子育てや子供に関する事業の実施においては、虐待やDVの未然防止を常に念頭におき実施します。
3	早期発見・通告のための体制整備	市民、医療機関、学校や保育所等の虐待やDVの発生を感知しうる機関等に対して、相談窓口について周知し、迅速な連絡、対応を行うことができる体制を整備します。
4	相談支援体制の充実	多様化、複雑化する相談内容に対応するため、相談窓口の相談員の更なる資質の向上を行います。 また、国籍や年齢、障がいの有無に関わらず、情報を届け、必要な支援が提供できるよう努めます。
5	自立に向けた支援の充実	被害者の自立した生活の確保に向け、住宅の確保、就業機会の確保、子どもの養育環境の整備など生活再建、経済的支援、継続的な見守り・相談支援等を行います。
6	子どもに対する支援の充実	教育・保育関係機関や学校等と連携し、被害者の子どもが安心して生活を送ることができるよう支援します。 また、被害者の子どもの心のケアや発達の支援を実施し、子どもの心身の回復に努めるとともに、社会的養護体制の充実を図ります。
7	地域共助の推進	虐待やDV被害者の支援には、行政や関係機関だけでなく地域で活動する団体やボランティアの協力が重要です。地域で活躍できる人材を育成し、協力者の輪を広げることにより、虐待・DVの未然防止や早期発見、相互支援につなげます。

◎新規事業

●重点事業

## 基本理念

すべての市民の人権が尊重され、いかなる虐待・暴力も許さない社会の実現

## 基本目標 1

## 虐待やDVの未然防止のための取組の推進

- 1 ●オレンジリボン・キャンペーン 2 ●DV防止啓発事業 3 事業所への啓発・周知
- 4 児童生徒への教育、啓発、周知 5 教職員等の研修の実施
- 6 保護司、人権擁護委員等への研修機会の提供 7 ◎産前・産後サポート事業
- 8 ◎愛の鞭ゼロ作戦推進事業 9 地域の子育て支援拠点の設置 10 子育てひろば事業
- 11 子育て自主グループへの支援 12 育児支援家庭訪問事業
- 13 子どもの貧困撲滅支援センター・生活応援事業 14 妊産婦・新生児訪問
- 15 母子健康手帳交付時における妊婦支援事業 16 低出生体重児訪問・赤ちゃん訪問 17 乳幼児健診・相談
- 18 のびっこクラス 19 未受診家庭への受診勧奨 20 乳幼児二次健診（のびっこ発達相談）
- 21 居住実態が把握できない児童の調査

## 基本目標 2

## 安心して相談できる体制づくり

- 22 ◎子どもSOS窓口の周知 23 DV相談カードの配布 24 広報・ホームページによる窓口紹介
- 25 虐待通告窓口の周知 26 要保護児童等対策地域協議会の充実 27 医療機関等との連携
- 28 ◎子ども家庭総合支援拠点整備運営事業 29 ●家庭児童相談事業
- 30 ●母子・父子自立支援員兼婦人相談員による相談・情報提供機能の充実
- 31 スクールソーシャルワーカーによる相談事業 32 子育て支援総合相談事業
- 33 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） 34 小山市配偶者暴力相談支援センターの機能の充実
- 35 地域の子育て支援拠点事業 36 心配ごと相談・女性のための心の相談・弁護士相談
- 37 多文化共生総合支援センター 38 外国人に対する支援
- 39 高齢の相談者、障がいのある相談者に対する支援 40 児童発達支援（通所給付）
- 41 放課後等デイサービス（通所給付） 42 日中一時支援事業（地域生活支援事業）
- 43 保護者同士の交流の支援

## 基本目標 3

## 被害者の安全確保・自立を支援する体制の強化

- 44 一時保護における関係機関との連携 45 DV・児童虐待・高齢者虐待対応機関における連携体制の強化
- 46 警察との連携 47 虐待・DV被害者等緊急時安全確保事業 48 虐待を受けた子どもの一時保護
- 49 保護命令制度の利用に係る支援 50 住民基本台帳事務における支援措置の実施
- 51 市税関係証明書の交付制限 52 登録型本人通知制度 53 ◎自立に向けた生活用品の提供
- 54 被保険者証（国民健康保険証）の交付 55 公営住宅の優遇措置の実施 56 生活保護制度等による支援
- 57 母子生活支援施設入所支援 58 民間支援団体との連携による自立支援 59 児童扶養手当の支給
- 60 母子父子寡婦福祉資金の貸付 61 ひとり親家庭への就労・就業支援
- 62 ひとり親家庭への経済的支援 63 養育支援員派遣事業 64 社会福祉協議会との連携による生活支援
- 65 ◎児童発達支援センターの整備運営事業 66 ●要支援児童生活応援事業
- 67 保育所、認定こども園等における支援 68 子どもの就学における支援の実施
- 69 社会的養護体制の充実 70 子どもの心のケア・発達の支援

## 基本目標 4

## 推進体制の充実

- 71 関係機関によるネットワークの強化 72 他市町との連携強化 73 民間支援団体との連携
- 74 児童虐待防止活動を行う市民団体との連携 75 子どもの貧困・虐待防止対策本部及びプロジェクト評定
- 76 窓口担当職員、相談員へ研修実施 77 関係部署との連携強化 78 ◎地域の共助活動団体との連携
- 79 市民向け講座等の実施 80 要保護児童等対策地域協議会への進捗状況報告

## 6

## 計画の成果目標

令和6(2024)年度に向けた成果目標は以下の通りです。

基本目標	取組内容	活動指標（参考指標）	H31年度	R6年度
			実績値	目標値
①虐待やDV防止のための意識啓発	オレンジリボン、パープルリボンの啓発活動	オレンジリボンの意味を知っている人の割合	24.1%	50%
		パープルリボンの意味を知っている人の割合	11.5%	30%
	虐待・DVの周知	児童虐待家庭への対応について「何もできない」「様子を見る」と考える人の割合	「何もできない」 10.3% 「様子を見る」 25.0%	0%に近づける
		DVだと思われる行為の認識度	4項目で 70%未満あり	すべての項目で 70%以上
		研修会における募集定員に対する一般市民の割合	未集計	30%
		啓発ポスターの配布先事業者数	未集計	2,000社
		DVカードの新規設置累計枚数	450枚	500枚
②安心して相談できる体制づくり	安心して相談できる体制づくり	「子ども家庭総合支援拠点」の設置数	0箇所	1箇所
③被害者の安全確保・自立を支援する体制の強化	子どもに対する支援	要支援児童生活応援事業実施箇所数	2箇所	3箇所
④推進体制の充実	庁内外における連携強化	要保護児童等対策地域協議会への計画の進捗状況の報告	1回	年1回
		職員、民生委員・児童委員等を対象とした研修の実施	年1回	年2回

## 7

## 計画の推進体制と進捗管理

計画の推進にあたっては、児童福祉機関、保健医療機関、教育・保育機関、警察・司法機関、婦人保護関係機関、民間団体などの協力、連携して計画を推進します。

関係各課等が協力して施策・事業に関する計画の実施状況の評価を行うとともに、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善検討）の実践による効果的な行政運営を目指します。

また、「要保護児童等対策地域協議会」において計画の進捗状況について点検・評価を行い、関係機関との連携のもと計画を推進します。